

# 国と地方のシステムWG 提出資料

(森林吸収源対策等の推進関係)

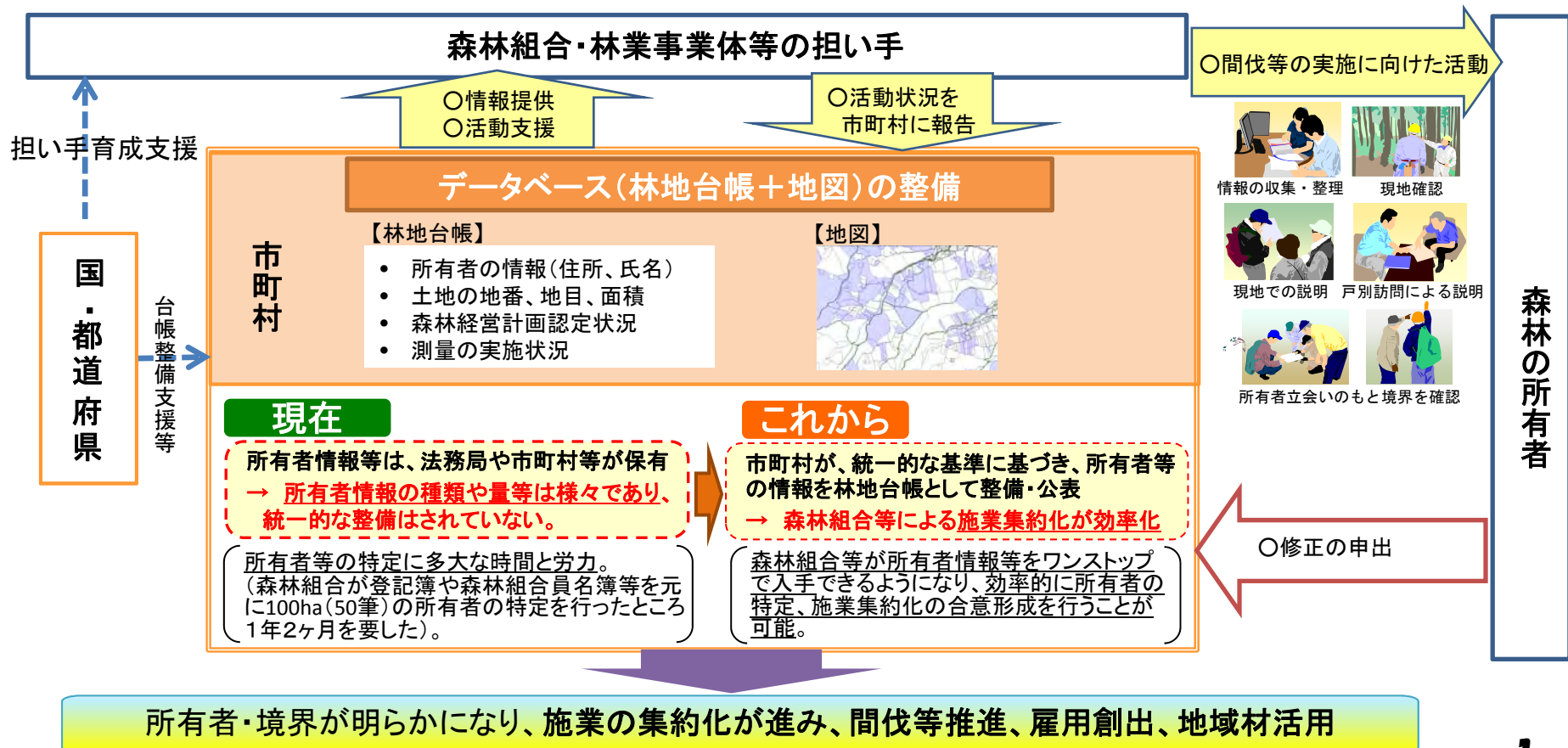
---

平成29年3月16日

**農林水産省**

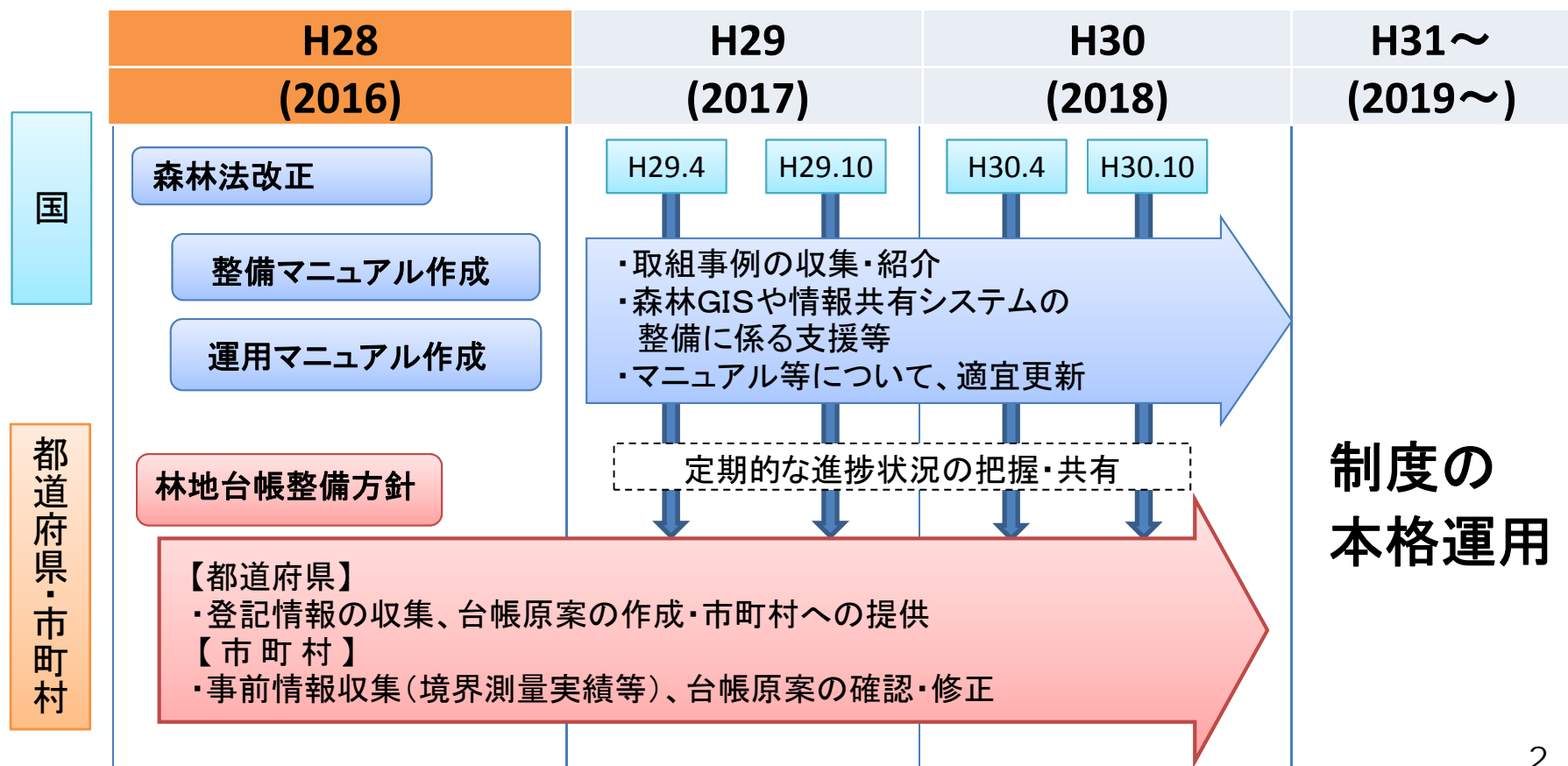
# 林地台帳について

- 森林の施業の集約化を推進するため、平成28年5月に森林法を改正し、林地の所有者や境界測量の状況などの情報を地番ごとに整理した林地台帳を、民有林が所在するすべての市町村で整備する制度を創設
- 林地台帳の整備後は、台帳情報の一部を公表するとともに、森林所有者や森林組合・林業事業者等へ情報提供



# 林地台帳の整備と運用に向けた取組（ロードマップ）

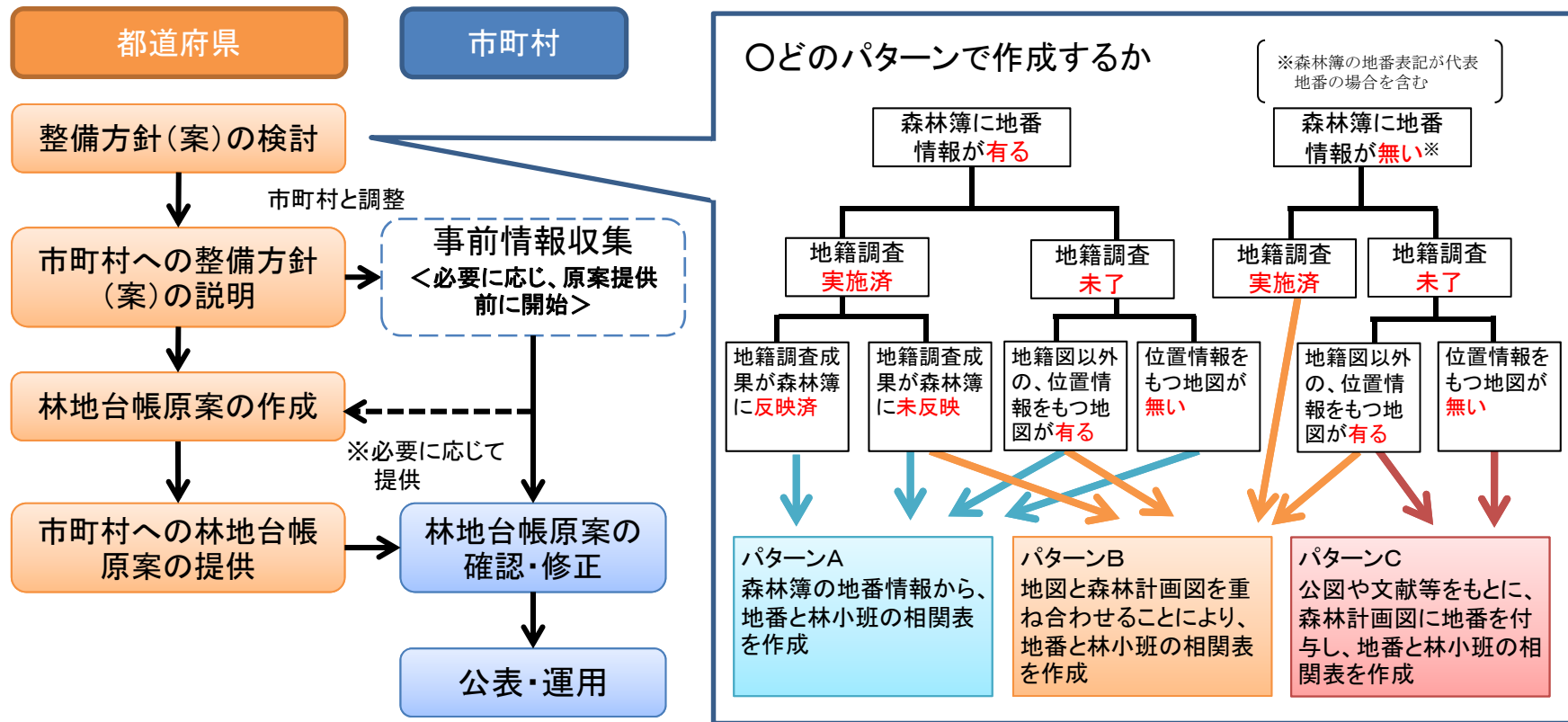
- 林地台帳制度は、市町村において、一定の準備期間（経過措置）を経て、平成31年度から本格運用することとしており、平成28年度は、国において整備や運用に関するマニュアル等を作成し、都道府県・市町村に配布
- 現在、都道府県と市町村が調整等を行い、林地台帳整備方針を作成し、都道府県では登記情報の収集や台帳原案の作成、市町村では事前情報収集などの作業を開始
- 平成29、30年度は、国は上半期、下半期毎に定期的な進捗状況の把握を行うとともに、取組事例の収集・紹介や、森林GISや情報共有システムの整備に係る支援等を実施



# 林地台帳の整備手順(整備マニュアル)

- 森林の土地に関する情報は、地域によって保有情報やその更新状況が異なる。
- 地域の実態に合わせて作業が行うことができるよう、都道府県及び市町村が行う具体的な作業手順(標準的な整備の進め方)をパターン分けして、整備マニュアルに整理。

## ◇ 標準的な整備の進め方 <整備マニュアルに記載>



# 参考

## ◇ 林地台帳の記載事項

記載事項	所在	地番	地目	面積 (ha)	林小班	登記簿上の所有者				現に所有している者・所有者とみなされる者					森林の土地の境界に関する測量の実施状況				森林経営計画の認定状況			公益的機能別施業森林等	
						氏名・名称	住所	共有	登記年月日	氏名・名称	住所	共有	記載事由	記載年月日・届出年月日	地籍調査		境界の確定に資する測量		認定の有無	認定者の種類	認定年月	区分	施業方法等
															済・未済	実施年月日	済・未済・一部実施	実施年月日					
元となる情報	登記情報			森林簿情報	登記情報				森林の土地所有者届出、森林簿情報等					登記所備え付け地図等		事業実績等			森林経営計画の認定の情報等			市町村森林整備計画、森林簿	

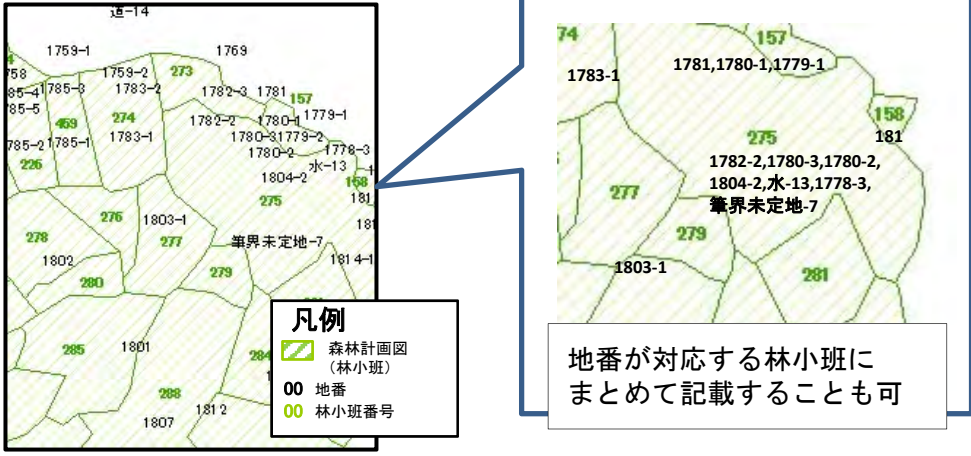
## ◇ 森林の土地に関する地図

地籍調査成果が利用できる場合



※林小班番号は任意

地籍調査成果が利用できない場合(森林計画図をベースに作成)



※筆界(地番界)は記載しない

## 相続未登記農地が農地利用に与える影響

平成 29 年 3 月 16 日

農 林 水 産 省

- 各地で相続未登記農地が存在すると、地域で担い手に農地を集約し大規模化する機運が高まっても、実際には進まない。

さらに、集約済みの農地であっても、その農地の出し手が死亡した際に相続未登記となると安定的に貸付ができなくなるという問題もある。

- そこで、所有者が確知できない場合の農地法上の措置（農林水産省資料 4～5 ページ）を利用しようとしても、相続未登記農地では、これを活用するための事前準備（不動産登記簿上の所有者の除籍謄本の収集等）が難しいので活用しにくいという現場の声がある。

- このため、農業委員会、農地中間管理機構等からは、事実上の管理者の判断による貸付けを可能とする制度、当該管理者による時効取得を認める制度等を求める声があがっている。